

民間建築も告示15号適用

設計業務の新報酬基準理解を

日 事 連

日本建築士事務所協会
連合会（三橋邦博会長）は各種民間団体に対し、民間建築に新たな業務報酬基準（告示15号）を尊重するよう要望した。民間建築の設計・工事監理業務の発注にあたって、業務の実態に応じたフィーを支払う告示15号の周知と適用を求めた。

日本建築士事務所協会連合会は対応し、自治体も順次進めおり、建築工事の比重が高い民間も新基準を適用して、建築士の報酬を算定する目安であるため「強制的」に見直し、実態請求ができる環境を整えた。ただし、あくまで個別契約毎に報酬を算定する目安であるため「強制力がない」。このため日時連は建築工事の比重の多い民間工事発注時に応するよう各団体に求め、「（新告示）実効性の確保」を目指す。新告示は構造計算書偽装事件を踏まえて専門分化や環境配慮など増加し訴えた。

要望先は日本商工会議所、不動産協会、全国宅地建築取引業協会連合会、住宅生産団体連合会、日本損害保険協会など。

告示15号は改正建築士法に基づき09年1月に施行した新たな設計・工事監理等について3分野（総合、構造、設備）毎に計6区分に分けた。算定方法は建築物15区分に応じて「人・日」から「人・時」に単位を改めた。通常の設計・工事監理を補完する「追加業務」は改正建築士法に基づく措置や耐震診断、環境性能評価などを上げた。これまで不明確だった工事監理の内容を明確化した。

建設社業

09.12.24